

税源移譲による市県民税の

還付を受けるには申告が必要です

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方で、平成19年度の市県民税が課された方は、申告により市県民税が減額される場合があります。

これは、税源移譲により市県民税の税負担が増加したにもかかわらず、所得税の軽減を受け

られなかった方のための経過措置で、「市県民税減額申告書」を市役所に提出することで、納付済みの平成19年度分市県民税から、税源移譲により増加となつた市県民税相当額の還付を受けることができます。

◆対象者

次のすべてに該当する方。

- (1) 平成19年1月1日以降旭市にお住まいの方
 - (2) 平成19年に所得が減って、所得税が課されなくなった方
 - (3) 平成19年度に市県民税の所得割（株や土地等の譲渡の税分を除く）が課された方
- ※該当すると思われる方には、通知を送ります。

◆申告期間

7月1日（火）～31日（木）

◆受付時間

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日および祝日を除く

◆申告書

通知に同封された申告書で申告してください。

◆受付窓口

市役所税務課または各支所税

務課分室

◆注意事項

- ・該当する方で通知が届かない場合は、平成19年分の所得税が課されなかったことの確認できる書類（確定申告書の控えや源泉徴収票等）を持参のうえ、受付窓口で相談ください。
- ・平成19年1月2日以降旭市に転入された方は、平成19年1月1日にお住まいの市区町村に申告してください。
- ・市役所の職員が還付手続きのために電話することは基本的にありません。おかしいな、と感じた場合は電話を切り、市役所に確認してください。

＜問い合わせ先＞

税務課課税班

☎62-5321

海上分室

☎55-3113

飯岡分室

☎57-3114

千潟分室

☎68-1076

省エネ改修した住宅の 固定資産税が減額されます

平成20年度から、窓の改修や床・壁等の断熱工事で一定の要件を満たす省エネ改修が行われた住宅に対して、固定資産税の減額措置が設けられました。

対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）

対象となる改修工事

平成20年4月1日から平成22年3月31日に行われ、改修した部分が新たに省エネ基準に適合する次の工事で、費用が30万円以上のもの。

- ・窓の改修工事（2重サッシ化、複層ガラス化など）
- ・窓の改修工事と併せて行う床、天井または壁の断熱改修工事

減額の内容

・床面積120㎡を限度として、翌年度分の固定資産税の3分の1が減額。



- ・省エネ改修とバリアフリー改修（100㎡が限度）を同時に行った場合は、それぞれ3分の1を減額し、合わせて3分の2を減額。
- ・新築住宅、耐震改修の減額措置と同時に適用されません。

申告の手続き

工事終了後3か月以内に、次の書類を税務課または分室へ提出してください。

- ・固定資産税の減額申告書
- ・熱損失防止改修工事証明書（建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関が発行）
- ・領収書

※申告書用の紙は、税務課および分室、ホームページで入手できます。

＜問い合わせ先＞

税務課資産税班

☎62-5323

旭市長殿	現住所		整理番号
	平成 20 年 1月1日現在の住所		電話番号
提出年月日	平成 19 年 1月1日現在の住所		生年月日
	フリガナ		明・大 昭・平
年 月 日	氏名	印	

平成19年度分道府県民税及び市町村民税について、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第6条第1項及び第12条第1項の規定の適用を受けたため、同法附則第6条第3項及び第12条第3項の規定により申告します。